

「横浜市墓地及び納骨堂に関する条例施行規則」の一部改正の概要

1 趣旨

日野こもれび納骨堂の自動搬送式納骨施設について、使用者や申込者から多く寄せられる、「先々に承継をしなくても良いお墓」、「申込時に全ての手続を済ませる」等の要望にお応えするために、新たな使用プランを導入するものです。

- (1) 使用期間終了後、引取の申し出がない限り、指定された遺骨を合同埋蔵墓に合祀することを選択可能とします。
- (2) 合同埋蔵の希望者は、全使用期間（30年）の管理料を一括納付することを選択可能とします。
- (3) 合同埋蔵を選択し管理料を一括納付した区画の焼骨は、引取の申し出がない限り、使用期間終了後、自動的に合同埋蔵墓に合祀されます。（承継が不要となります。）

このことにより、自動搬送式納骨施設についても申込時に全ての手続を済ませることが可能となり墓じまいも不要となります。

併せて、メモリアルグリーンの開園時間について、運用実態に合わせた改正を行うものです。

2 改正後の規則の概要

- (1) 規則第13条第4項に規定する合同埋蔵対象納骨施設に、自動搬送式納骨施設を加えます。
- (2) 規則第5条の3第2項に規定する管理料の納付方法について、自動搬送式納骨施設の管理料を使用者に選択により一括納付を可能とします。
- (3) 規則第18条の2第2項に規定するメモリアルグリーンの開園時間について、標準となる開園時間を明示するとともに、墓参期（春・秋彼岸、新・旧暦盆）の開園時間も併せて明確にします。